

## 担当講座又は所属講座変更の手続きについて

昭和63年 5月12日

平成20年4月1日一部改正

教員の担当講座又は所属講座を変更する場合の手続きについて、ここに前例に従って、これを整理した。

- 1 教員の担当講座又は所属講座を変更する場合は、当該専攻長は、該当者の審査資料（教員の担当（所属）講座変更調書）を添付し、工学部長を経て第一教員選考委員会に資格審査を申請するものとする。
- 2 第一教員選考委員会の審査結果の工学研究科長への報告は、原則として口頭で行うこととし、必要な場合は文書をもって報告することとする。

### 補足説明

- 1 前例をみると、すべて第一教員選考委員会で審議されており、昭和52年5月16日第2回教授会記録によると、当時工業数学担当の講師の所属講座変更に関連して、特別なケースのため第一教員選考委員会を経ることなく、工学部長から教授会に提案された件について、「今後については必ず第一教員選考委員会を経ることを確認した。」ともあることから、今後も必ず第一教員選考委員会を経ることとする。
- 2 第一教員選考委員会の審査結果の工学部長への報告については、前例をみると、大部分の事案について、委員長から口頭で報告がされており、若干の例について資格審査結果報告書によって報告されたものがある。

従って、原則として口頭で報告することとし、必要な場合は資格審査報告書により報告することとする。

第一教員選考委員会の記録をみると、口頭で報告の場合は「審議の結果、〇〇教授の担当講座を変更することを全員異議なく了承。」ないしは「〇〇委員から説明があり、〇〇助教授の所属講座の異動を了承。」等とあり、文書で報告の場合は「助教授候補者として適当であると判定し、これを学部長に報告することとした。」又は「担当講座を変更することは、審議の結果適当であると判断し、これを学部長に報告することとした。なお、本委員会としては、改めて第二教員選考委員会の設置は必要なしと判断した。」等とされている。